

盛岡市分別収集計画

令和7年9月

盛 岡 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	5
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	7
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量 及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)	10
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	13
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	14
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	17
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	20

1 計画策定の意義

従来生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的としてごみの適正処理を行ってきたが、地球温暖化をはじめとする環境問題を解決することが、持続可能な社会の実現に不可欠であり、市民・事業者・市の三者がそれぞれの立場でその役割を認識し、ごみ減量・資源化の推進に向けて実践的に取り組むことが重要である。

この計画は、このような認識の下に、一般廃棄物の中で大きな割合を占め、技術的にその再生資源としての利用が可能な容器包装について、分別収集を計画的に推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づいて策定するものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

なお、この計画は、盛岡市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月改定）及びこれに基づく盛岡市ごみ減量化行動計画第4期（令和7年3月策定）における容器包装の減量化に係る指針を補完するものとしての性格を有するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図る。
- (2) 市民、事業者及び市が一体となって容器包装廃棄物、製品プラスチックの3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）やプラスチック・スマート（プラスチックとの付き合い方を考え直す取組み）を推進する。

3 計画期間

この計画は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度から令和12年度まで）を計画期間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画が分別収集の対象とする品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを除く）を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

なお、製品プラスチックについては令和10年度までに分別収集を開始するべく検討を行う。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(1) 盛岡地域

盛岡地域の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、令和6年度実績に人口変動率を乗じた各年度の廃棄物排出量見込みと、環境省が令和元年度から令和5年度に行った一般廃棄物の組成調査結果から得られたごみ排出量に占める容器包装廃棄物の比率（人口規模が類似している他都市の値）を参考に算出したものである。

(単位 トン)

項目/年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
金属	スチール製容器	210	209	207	206	205
	アルミ製容器	630	626	622	618	615
	小 計	840	835	829	824	820
ガラス	無色のガラス製容器	1,120	1,113	1,106	1,100	1,093
	茶色のガラス製容器	980	974	968	962	956
	その他の色のガラス製容器	910	905	899	893	888
	小 計	3,010	2,992	2,973	2,955	2,937
紙類	飲料用紙製容器	210	209	207	206	205
	段ボール	2,030	2,018	2,005	1,993	1,981
	その他の紙製容器包装	2,100	2,087	2,075	2,062	2,049
	小 計	4,340	4,314	4,287	4,261	4,235
プラスチック	ペットボトル	1,260	1,252	1,245	1,237	1,229
	白色トレイ	140	139	138	137	137
	その他のプラスチック製容器包装	5,461	5,427	5,394	5,360	5,327
	製品プラスチック	1,538	1,529	1,519	1,510	1,501
	小 計	8,399	8,347	8,296	8,244	8,194
合 計		16,589	16,488	16,385	16,284	16,186

※ 容器包装廃棄物の排出量の見込みには、分別収集等により収集される資源のほか、可燃ごみ及び不燃ごみに混入する資源も含まれている。

(2) 都南地域

都南地域の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、ごみの排出量の実績を基に各年度の排出量を予測したものである。

(単位 トン)

項目/年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
金属	スチール製容器	68	65	63	63	62
	アルミ製容器	134	129	128	125	122
	小 計	202	194	191	188	184
ガラス	無色のガラス製容器	188	181	180	175	173
	茶色のガラス製容器	145	140	138	136	134
	その他の色のガラス製容器	6	5	5	5	4
	小 計	339	326	323	316	311
紙類	飲料用紙製容器	57	56	55	53	53
	段ボール	434	432	406	400	396
	その他の紙製容器包装	323	314	304	296	293
	小 計	814	802	765	749	742
プラスチック	ペットボトル	243	244	241	229	226
	白色トレイ	0	0	0	0	0
	その他のプラスチック製容器包装	971	940	917	864	884
	製品プラスチック	243	235	229	224	221
	小 計	1,457	1,419	1,387	1,317	1,331
合 計		2,812	2,741	2,666	2,570	2,568

※ 容器包装廃棄物の排出量の見込みには、分別収集等により収集される資源のほか、可燃ごみ及び不燃ごみに混入する資源も含まれている。

(3) 玉山地域

玉山地域の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、令和6年度実績に人口変動率を乗じた各年度の廃棄物排出量見込みと、環境省が令和元年度から令和5年度に行った一般廃棄物の組成調査結果から得られたごみ排出量に占める容器包装廃棄物の比率（人口規模が類似している他都市の値）を参考に算出したものである。

(単位 トン)

項目/年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
金属	スチール製容器	11	11	11	11	11
	アルミ製容器	34	34	33	33	33
	小 計	45	45	44	44	44
ガラス	無色のガラス製容器	60	60	59	59	59
	茶色のガラス製容器	53	52	52	52	51
	その他の色のガラス製容器	8	7	7	7	7
	小 計	121	119	118	118	117
紙類	飲料用紙製容器	11	11	11	11	11
	段ボール	109	108	108	107	106
	その他の紙製容器包装	113	112	111	111	110
	小 計	233	231	230	229	227
プラスチック	ペットボトル	68	67	67	66	66
	白色トレイ	8	7	7	7	7
	その他のプラスチック製容器包装	293	291	289	288	286
	製品プラスチック	96	96	95	95	94
	小 計	465	461	458	456	453
合 計		864	856	850	847	841

※ 容器包装廃棄物の排出量の見込みには、分別収集等により収集される資源のほか、可燃ごみ及び不燃ごみに混入する資源も含まれている。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、次の(1)に掲げる市民・事業者・市の役割の下に、(2)に掲げる方策を推進する。

(1) 市民・事業者・市の役割

ア 市民の役割

市民は、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ち、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努め、また自主的に3Rやプラスチック・スマートを実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図るとともに、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行う。

イ 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において環境に配慮した取組を実践する。

具体的に、環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努める。

また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行う。

ウ 市の役割

市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rやプラスチック・スマートを推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行う。

また、やむを得ず発生するごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減を目指し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを構築する。

(2) 方策

ア ごみ減量資源再利用推進会議の開催

ごみの減量や再生利用等の推進について広く市民各層の意見を聴き、ごみ減量施策に反映させるため、会議を開催する。

イ ごみ減量等市民運動支援事業

ごみ減量・資源再利用市民運動の一層の拡大と活性化を図るため、市民が行う資源集団回収活動等を支援する。

(ア) 資源集団回収器具の貸付け

資源の集団回収を行う町内会、子ども会その他の市民団体に対し、資源集団回収用のリヤカーの貸付けを行う。

(イ) 資源集団回収事業報奨金の交付

資源集団回収を行う町内会、子ども会その他の市民団体に対し、その実績に応じ、報奨金を交付する。

(ウ) 資源回収活動推進事業費の補助

資源集団回収により回収された資源物の、資源回収業者による安定的な引き取り体制を維持するため、協同組合盛岡リサイクルセンターが行う資源集団回収推進事業費の一部を補助する。

(エ) ごみ減量資源再利用市民運動促進事業費の補助

盛岡市町内会連合会及び玉山地域自治会連絡協議会が行うごみ減量資源再利用市民運動促進事業に対し、事業費の一部を補助する。

ウ ごみ減量等啓発事業

ごみの減量や再生利用等を推進するため、市民及び事業者の意識啓発を図る。

(ア) イベントを通じた市民への意識啓発

ごみ減量・資源化に取り組む市民を増やすため、「環境イベント（もりおかエコライフ）」を開催し、意識変革の契機となる事例や取組などの情報発信を行い、幅広い年代に意識啓発を図る。

(イ) 広報や SNS を活用した周知啓発

広報もりおかや SNS を通じて市の取組等を周知し、ごみ減量・資源化の推進を呼びかける。

(ウ) 懇談会・説明会等を通じた分別意識の定着

コミュニティー地区単位の懇談会、町内会等での説明会のほか、幼稚園・保育園・学校等への訪問啓発を実施し、年代に合わせた啓発により、ごみ分別意識の定着を図る。

(エ) ごみの分け方、出し方の指導

家庭における正しいごみの分別と排出方法を啓発するため、毎年度「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」を作成し、全世帯に配布する。

(オ) 小学校での啓発

小学校第3学年、第4学年の社会科補助教材「ごみとわたしたち」を作成配布し、ごみ問題に対する正しい認識を持てるよう啓発する。

エ きれいなまち推進事業

(ア) きれいなまち推進員の配置

きれいなまち推進員を置き、ごみ減量活動や分別収集等の円滑な推進を図る。

(イ) 地区懇談会の開催

きれいなまち推進員や町内会長を対象に地域のごみ処理問題やごみ減量資源再利用等についての懇談会を開催する。

(ウ) ごみ集積場所等整備事業費の補助

一般家庭から出されるごみの集積場所及びストックヤードの設置費の一部を補助する。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物、製品プラスチックの種類及び収集に係る分別の区分は、下表のとおりとする。

(1) 盛岡地域

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器 アルミ製容器	缶
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
飲料用紙製容器	紙パック
段ボール	段ボール
その他の紙製容器包装	紙製容器包装
ペットボトル	ペットボトル
白色トレイ	白色トレイ
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの）	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収することを検討中。

(2) 都南地域

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器 アルミ製容器	空カン
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	空ビン
飲料用紙製容器	紙パック
段ボール	段ボール
その他の紙製容器包装	紙製容器包装
ペットボトル	ペットボトル
白色トレイ	白色トレイ
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの）	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収することを検討中。

(3) 玉山地域

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器 アルミ製容器	缶
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
飲料用紙製容器	紙パック
段ボール	段ボール
その他の紙製容器包装	—
ペットボトル	ペットボトル
白色トレイ	白色トレイ
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの）	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収することを検討中。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(1) 盛岡地域

(単位 トン)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
スチール製容器	170		169		168		167		166	
アルミ製容器	261		259		258		256		254	
無色のガラス製容器	(合計) 235		(合計) 234		(合計) 233		(合計) 231		(合計) 230	
	(引渡) 235	(独自処理) 0	(引渡) 234	(独自処理) 0	(引渡) 233	(独自処理) 0	(引渡) 231	(独自処理) 0	(引渡) 230	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 410		(合計) 408		(合計) 405		(合計) 403		(合計) 400	
	(引渡) 410	(独自処理) 0	(引渡) 408	(独自処理) 0	(引渡) 405	(独自処理) 0	(引渡) 403	(独自処理) 0	(引渡) 400	(独自処理) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 848		(合計) 843		(合計) 838		(合計) 832		(合計) 827	
	(引渡) 848	(独自処理) 0	(引渡) 843	(独自処理) 0	(引渡) 838	(独自処理) 0	(引渡) 832	(独自処理) 0	(引渡) 827	(独自処理) 0
飲料用紙製容器	0		0		0		0		0	
段ボール	738		733		729		724		720	
その他の紙製容器包装	(合計) 27		(合計) 27		(合計) 27		(合計) 27		(合計) 27	
	(引渡) 27	(独自処理) 0	(引渡) 27	(独自処理) 0	(引渡) 27	(独自処理) 0	(引渡) 27	(独自処理) 0	(引渡) 27	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 769		(合計) 764		(合計) 760		(合計) 755		(合計) 750	
	(引渡) 769	(独自処理) 0	(引渡) 764	(独自処理) 0	(引渡) 760	(独自処理) 0	(引渡) 755	(独自処理) 0	(引渡) 750	(独自処理) 0
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 1,538		(合計) 1,529		(合計) 1,519		(合計) 1,510		(合計) 1,501	
	(引渡) 1,538	(独自処理) 0	(引渡) 1,529	(独自処理) 0	(引渡) 1,519	(独自処理) 0	(引渡) 1,510	(独自処理) 0	(引渡) 1,501	(独自処理) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
製品プラスチック	(合計) 385		(合計) 382		(合計) 380		(合計) 377		(合計) 375	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

※ 製品プラスチックについては処理方法が未定であることから、引渡及び独自処理については全て0としている。

(2) 都南地域

(単位 トン)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
スチール製容器	54		53		51		52		52	
アルミ製容器	58		56		56		56		56	
無色のガラス製容器	(合計) 86		(合計) 83		(合計) 83		(合計) 81		(合計) 83	
	(引渡) 86	(独自処理) 0	(引渡) 83	(独自処理) 0	(引渡) 83	(独自処理) 0	(引渡) 81	(独自処理) 0	(引渡) 83	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 90		(合計) 87		(合計) 87		(合計) 86		(合計) 87	
	(引渡) 90	(独自処理) 0	(引渡) 87	(独自処理) 0	(引渡) 87	(独自処理) 0	(引渡) 86	(独自処理) 0	(引渡) 87	(独自処理) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 58		(合計) 57		(合計) 56		(合計) 56		(合計) 56	
	(引渡) 58	(独自処理) 0	(引渡) 57	(独自処理) 0	(引渡) 56	(独自処理) 0	(引渡) 56	(独自処理) 0	(引渡) 56	(独自処理) 0
飲料用紙製容器	6		6		6		5		6	
段ボール	121		119		118		118		117	
その他の紙製容器包装	(合計) 58		(合計) 57		(合計) 56		(合計) 57		(合計) 56	
	(引渡) 58	(独自処理) 0	(引渡) 57	(独自処理) 0	(引渡) 56	(独自処理) 0	(引渡) 57	(独自処理) 0	(引渡) 56	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 114		(合計) 109		(合計) 109		(合計) 109		(合計) 109	
	(引渡) 114	(独自処理) 0	(引渡) 109	(独自処理) 0	(引渡) 109	(独自処理) 0	(引渡) 109	(独自処理) 0	(引渡) 109	(独自処理) 0
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 277		(合計) 275		(合計) 273		(合計) 271		(合計) 270	
	(引渡) 277	(独自処理) 0	(引渡) 275	(独自処理) 0	(引渡) 273	(独自処理) 0	(引渡) 271	(独自処理) 0	(引渡) 270	(独自処理) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
製品プラスチック	(合計) 53		(合計) 52		(合計) 52		(合計) 52		(合計) 51	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

※ 製品プラスチックについては処理方法が未定であることから、引渡及独自処理については全て0としている。

(3) 玉山地域

(単位 トン)

	8 年度		9 年度		10年度		11年度		12年度	
スチール製容器	6		6		6		6		6	
アルミ製容器	10		10		10		10		10	
無色のガラス製容器	(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17	
	(引渡) 17	(独自処理) 0	(引渡) 17	(独自処理) 0	(引渡) 17	(独自処理) 0	(引渡) 17	(独自処理) 0	(引渡) 17	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 37		(合計) 37		(合計) 36		(合計) 36		(合計) 36	
	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 36	(独自処理) 0	(引渡) 36	(独自処理) 0	(引渡) 36	(独自処理) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6	
	(引渡) 6	(独自処理) 0	(引渡) 6	(独自処理) 0	(引渡) 6	(独自処理) 0	(引渡) 6	(独自処理) 0	(引渡) 6	(独自処理) 0
飲料用紙製容器	0		0		0		0		0	
段ボール	45		45		45		44		44	
その他の紙製容器包装	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 35		(合計) 35		(合計) 34		(合計) 34		(合計) 34	
	(引渡) 35	(独自処理) 0	(引渡) 35	(独自処理) 0	(引渡) 34	(独自処理) 0	(引渡) 34	(独自処理) 0	(引渡) 34	(独自処理) 0
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 97		(合計) 97		(合計) 96		(合計) 96		(合計) 95	
	(引渡) 97	(独自処理) 0	(引渡) 97	(独自処理) 0	(引渡) 96	(独自処理) 0	(引渡) 96	(独自処理) 0	(引渡) 95	(独自処理) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0
製品プラスチック	(合計) 24		(合計) 24		(合計) 24		(合計) 24		(合計) 23	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

※ 製品プラスチックについては処理方法が未定であることから、引渡数量及び独自処理量については全て 0 としている。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、直近年度の実績量を基に今後の人口の変動率により各年度の量を予測したものである。ただし、都南地域においては、直近年度の実績量に代えて、直近年度以前5か年の実績及び推計量の平均を基に今後の人口の変動率により各年度の量を予測したものである。

$$\begin{aligned} & \text{特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6} \\ & \text{項に規定する主務省令で定める物の量の見込み} \\ & = \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} \end{aligned}$$

製品プラスチックの量の見込みは、プラスチック製品容器包装廃棄物の収集見込み量、製品プラスチックの推計比率及び人口変動率を基に推計したものである。

$$\begin{aligned} & \text{製品プラスチックの量の見込み} \\ & = \text{その他のプラスチック製容器包装廃棄物の排出見込み量} \\ & \quad \times \text{製品プラスチックの推計比率} \times \text{人口変動率} \end{aligned}$$

また、人口変動率は、盛岡市総合計画（令和7年度～令和16年度）の将来推計人口を基に次のとおり設定した。

(1) 盛岡地域

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
221,130人 (対前年度比) 99.39%	219,778人 (対前年度比) 99.39%	218,426人 (対前年度比) 99.38%	217,074人 (対前年度比) 99.38%	215,724人 (対前年度比) 99.38%

(2) 都南地域

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
49,515人 (対前年度比) 99.39%	49,212人 (対前年度比) 99.39%	48,910人 (対前年度比) 99.39%	48,607人 (対前年度比) 99.38%	48,305人 (対前年度比) 99.38%

(3) 玉山地域

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
10,691人 (対前年度比) 99.40%	10,625人 (対前年度比) 99.38%	10,560人 (対前年度比) 99.39%	10,495人 (対前年度比) 99.38%	10,429人 (対前年度比) 99.37%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

(1) 盛岡地域

分別収集の実施状況は次表のとおりであり、現行の体制を活用して分別収集を行う。

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集	市	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期収集	市	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市民団体による集団回収 スーパー等の店頭回収	民間業者	
	段ボール	段ボール	市による定期収集	民間業者	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	公共施設等拠点回収	盛岡・紫波地区環境施設組合	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市	
	白色トレイ	白色トレイ	スーパー等の店頭回収	民間業者	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	
	製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収することを検討中。	市による定期収集 （開始年度は検討中）	盛岡・紫波地区環境施設組合	

(2) 都南地域

分別収集の実施状況は次表のとおりであり、現行の体制を活用して分別収集を行う。

容器包装廃棄物・製品 プラスチックの種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段 階	備考
金 属	スチール製容器	空きカン	組合による定期収集	盛岡・紫波地区 環境施設組合	
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色のガラス製容 器	空きビン	組合による定期収集	盛岡・紫波地区 環境施設組合	
	茶色のガラス製容 器				
	その他の色のガラ ス製容器				
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	組合による定期収集	盛岡・紫波地区 環境施設組合	
	段ボール	段ボール	組合による定期収集	盛岡・紫波地区 環境施設組合	
	その他の紙製容器 包装	紙製容器包 装	組合による定期収集	盛岡・紫波地区 環境施設組合	
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボト ル	組合による定期収集	盛岡・紫波地区 環境施設組合	
	白色トレイ	白色トレイ	スーパー等の店頭回 収	民間業者	
	その他のプラスチ ック製容器包装	プラスチッ ク製容器包 装	組合による定期収集	盛岡・紫波地区 環境施設組合	
	製品プラスチック (プラスチック資源 循環法に基づく分別 対象物)	容器包装プラ スチックと製 品プラスチッ クを一括回収 することを検 討中。	組合による定期収集 (開始年度は検討 中)	盛岡・紫波地区 環境施設組合	

(3) 玉山地域

分別収集の実施状況は次表のとおりであり、現行の体制を活用して分別収集を行う。

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	段ボール	段ボール	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	白色トレイ	白色トレイ	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	
	製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収することを検討中。	市による定期収集 （開始年度は検討中）	盛岡・紫波地区環境施設組合	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

(1) 盛岡地域

容器包装廃棄物については、市及び組合の施設において中間処理を行う。

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集・運搬	中間処理施設
金属	スチール製容器	缶	透明・半透明の袋	パッカー車	盛岡市リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	透明・半透明の袋	パッカー車	①缶は選別、圧縮、保管 ②びんのカレットは選別後、色別保管
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	透明・半透明の袋	パッカー車	盛岡・紫波地区環境施設組合（清掃センター） (選別・圧縮・保管) ①紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装は選別、圧縮、保管 ②製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）は未定
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋	パッカー車	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明・半透明の袋	パッカー車	
	製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収することを検討中。	透明・半透明の袋	未定	

(2) 都南地域

容器包装廃棄物については、組合の施設において中間処理を行う。

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集・運搬	中間処理施設
金属	スチール製容器	空きカン	透明・半透明の袋	平ボディ車	盛岡・紫波地区環境施設組合（清掃センター） （選別・圧縮・保管） ①空きカンは選別、圧縮、保管 ②空きビンのカレットは選別後、色別保管 ③紙パック、段ボールは選別、保管 ④紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装は選別、圧縮、保管 ⑤製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）は未定
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	空きビン	透明・半透明の袋	平ボディ車	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	透明・半透明の袋	平ボディ車	
	段ボール	段ボール	紙製のひもで結ぶ	平ボディ車	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	透明・半透明の袋	パッカー車	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋	平ボディ車	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明・半透明の袋	パッカー車	
	製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収することを検討中。	透明・半透明の袋	未定	

(3) 玉山地域

容器包装廃棄物については、各組合の施設において中間処理を行う。

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集・運搬	中間処理施設
金属	スチール製容器	缶	透明・半透明の袋	バンボディ車	岩手・玉山環境組合（清掃事業所） （選別・圧縮・保管） ①缶は選別、圧縮、保管 ②びんのカレットは選別後、色別保管 ③紙パック、段ボールは選別、保管
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	透明・半透明の袋	バンボディ車	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	透明・半透明の袋 または紙製のひもで結ぶ	バンボディ車	
	段ボール	段ボール	紙製のひもで結ぶ	バンボディ車	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋	バンボディ車	
	白色トレイ	白色トレイ	透明・半透明の袋	バンボディ車	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明・半透明の袋	パッカー車	
	製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収することを検討中。	透明・半透明の袋	未定	

- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）
分別収集計画を実効あるものにするため、6の(2)に掲げる方策の充実を図る。